

平成21年度流山市国民健康保険料について

国民健康保険事業の運営につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。皆様の医療を確保するため、国民健康保険制度についてご理解いただき、保険料の納付をよろしく申し上げます。

1. 保険料の概要

医療費については、急速な高齢化の進展や医療技術の進歩、慢性疾患患者の増加などで年々増加しています。流山市の平成20年度前期の医療費は、前年同期に比較し5.85%の増加となっており、この費用をまかなうため、本年度は保険料の医療分均等割額を年額3,000円増額し19,200円に改正しております。また、制度改正により介護分の賦課限度額を1万円増額し10万円に変更いたしました。（それ以外は前年度と変わりはありません）

改正等の概要については、広報ながれやま、市のホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。

2. 流山市に納入していただく保険料は

(1) 医療分の保険料

その年に予想される医療費から国などの負担金、補助金、被保険者の一部負担金を除いたものが医療分の保険料です。

(2) 後期高齢者医療支援金分の保険料

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、各被用者保険の被保険者数に応じた支援として、世代間の負担公平を図るための保険料です。

(3) 介護分の保険料

40歳以上65歳未満の方は、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（第2号被保険者）となり、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料です。

3. 国民健康保険の保険料率及び年間保険料の算出方法

(1) 国民健康保険料算定基礎表

区分 保険料の種類	所得割額		均等割額	平等割額	保険料の種別ごとに計算	限度額	当該世帯に賦課される 年間保険料の額 (A)+(B)+(C)
	料率	算出基礎					
医療分	7.30%	前年の総所得金額から市民税の基礎控除額(33万円)を引いた額	19,200円	15,600円	+ + (100円未満切捨て)	47万円	の額が を超えるときは 47万円 (A)
支援分	1.80%		4,200円		+ (100円未満切捨て)	12万円	の額が を超えるときは 12万円 (B)
介護分	1.40%		12,600円		+ (100円未満切捨て)	10万円	の額が を超えるときは 10万円 (C)

所得割額

国民健康保険に加入している方のそれぞれの平成20年中(1月から12月)の所得額から基礎控除額33万円を引いた所得割賦課標準額を求め、その額に保険料の種類ごとに所得割の料率を乗じて算出します。(所得割額 = 所得割賦課標準額 × 所得割の料率)

均等割額

国民健康保険に加入している方1人ひとりに賦課される人数割額です。(均等割額(年額) = 国民健康保険被保険者数 × 均等割額)

平等割額

国民健康保険に加入している1世帯ごとについて賦課される世帯割額です。

(2) 保険料の計算期間

保険料は、加入手続きをした月ではなく、国保の被保険者となった月の分から納めます。

保険料は、国保への加入資格発生の月から納めることになります

例えば、5月20日に会社を辞めて、8月に国民健康保険に加入の届出をした場合、保険料は届出をした8月からではなく、加入資格が発生した5月から納付願います。

年度の途中で加入した人の保険料は、次のように計算します

$$\boxed{\text{年間保険料}} \times \frac{\text{加入資格発生日から年度末(3月)までの月数}}{12 \text{ か月}}$$

* 請求する期割りは、年間保険料を算出した時の月以降の直近の納期限から残りの納期限の回数に振り分けて算出します。

年度の途中で異動があると

(a) 転入した人の保険料は、保険料算定の基礎である前年の所得金額が不明のため、所得割額を除いた均等割額や平等割額を賦課した後、所得金額を前住所地へ問い合わせして、所得金額が判明した場合は、保険料を追加いたします。

(b) 国民健康保険の資格がなくなった人の保険料は、国民健康保険の資格がなくなった前月分までの保険料を再計算します。その結果、不足分がある場合は追加納付を、収めすぎた場合は返納いたします。

(c) 年度の途中で40歳に達する人は、誕生月から介護分保険料を、また、65歳に達する人は、誕生月の前月までの介護分保険料を納期限ごとに、均等払いで納付願います。

(d) 年度の途中で75歳に達する人は、誕生月の前月までの国民健康保険料が計算されておりますので、納付書に基づき納付願います。

(3) 保険料の軽減

住民税等の申告をされている世帯で前年中の所得が、次による一定基準以下の世帯の場合、国民健康保険料の平等割額と各均等割額が軽減されます。

軽減の種類	判定基準額(世帯の合計所得額)	注
6割軽減	33万円以下	注1. 65歳以上の方の年金所得については、15万円を差し引いた額で、判定します。 注2. 世帯主が社会保険に入っている場合、世帯主の所得も含めて判定します。
4割軽減	33万円 + {(世帯主を除く被保加入者数 + 世帯主を除く旧国保被保険者数) × 24万5千円}以下	注3. 加入者のうち、住民税の未申告の方がいる場合、軽減措置は適用されません。

(特注) 青色事業専従者給与及び事業専従者控除は、所得割額算出に適用されますが、軽減判定には適用されませんので、控除額を合算して判定します。また、長期・短期譲渡所得の特別控除は、所得割額算出に適用されますが、軽減判定には適用されませんので、土地や家屋の売却等による譲渡所得はすべて所得として判定します。

「旧国保被保険者」とは、75歳になり後期高齢者医療被保険者になった方をいいます。

(4) 保険料の激変緩和措置軽減等について

75歳になりますと、後期高齢者医療制度に移行し別に保険料を納めていただくこととなります。それに伴って国民健康保険に加入する方との世帯にかかる保険料負担が急に増えることがないように、国民健康保険料については、条件を満たす一定期間において軽減されます。

4. 保険料の減免について

災害等により生活が困難になったときや、失業などにより、所得が前年と比較して一定割合以上減少して生活が困難となったときは、世帯主の申請によって、被害の程度や所得の減少割合、所得額の基準に応じて、保険料が一定の割合で減免されます。

5. 保険料の納付方法について

市から送付される納入通知書による保険料の納付は、流山市役所（千葉銀行流山支店流山市役所派出所）、流山市おおたかの森出張所や下記金融機関等の窓口で支払う方法と口座振替の方法があります。また、ゆうちょ銀行・郵便局での口座振替は全国のゆうちょ銀行・郵便局で手続きできますが、窓口納付の場合は関東の各都県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局（島しょを除く）に限られます。なお、ゆうちょ銀行・郵便局では納期を過ぎたものは取り扱うことができません。

(1) 納付義務者は世帯主となります

国民健康保険では、一人ひとりが加入者ですが、保険料の納入は世帯ごとになっており、世帯主が納付義務者となります。このため、世帯主本人が後期高齢者に該当する方や会社員などで国民健康保険加入者でない場合でも、世帯内に一人でも国民健康保険被保険者がいれば、納入通知書は納付義務者である世帯主宛にお送りしています。（流山市国民健康保険条例第7条）

但し、口座振替をご選択いただく場合については、名義が世帯主名義以外の方の口座からのお支払いも可能です。

(2) 特別徴収(年金からの天引き)について

平成20年10月から、国民健康保険に加入している者全員が65歳以上74歳以下の世帯の保険料納付については、原則として世帯主の年金からの特別徴収となります。また、前年度に特別徴収を行っている世帯は引き続き特別徴収となり、4月、6月、8月は仮徴収として、前年度の保険料額を基準として天引きとなります。なお、特別徴収対象者で口座振替を希望される方は、届出により切り替えることが可能となります。

特別徴収に該当しない方

- ・世帯主が国保被保険者でない場合
- ・年金が年額18万円未満の場合
- ・世帯に65歳未満の国保加入者がいる場合
- ・口座振替で納付している場合（口座振替に切り替える場合）
- ・介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合
- ・世帯主が年度途中で75歳以上になる場合

(3) 口座振替について

保険料の納付を口座振替にすると、指定口座から自動的に引き落とされ、納め忘れを防ぐこともできます。一度手続きをお取りいただくと、翌年以降も継続されますので、口座振替の利用をお勧めいたします。

口座振替の申込みは、口座振替依頼書、預貯金通帳及び同届出印、被保険者証を持って、下記金融機関等で手続きをしてください。

千 葉 銀 行	千 葉 興 業 銀 行	り そ な 銀 行	東 京 東 信 用 金 庫
茨 城 銀 行	東 京 ス タ ー 銀 行	中 央 三 井 信 託 銀 行	東 京 ベ イ 信 用 金 庫
関 東 つ く ば 銀 行	東 日 本 銀 行	み ず ほ 信 託 銀 行	と う か つ 中 央 農 業 協 同 組 合
京 葉 銀 行	み ず ほ 銀 行	三 菱 U F J 信 託 銀 行	ゆ う ち ょ 銀 行 ・ 郵 便 局
埼 玉 り そ な 銀 行	三 井 住 友 銀 行	亀 有 信 用 金 庫	中 央 労 働 金 庫
常 陽 銀 行	三 菱 東 京 U F J 銀 行	城 北 信 用 金 庫	(順 不 同)

(4) 納付方法の変更について

金融機関窓口でのお支払いから口座振替を希望する場合は、引き落とし希望する金融機関の窓口に振り替え依頼書を提出してください。金融機関承認後、流山市へ承認された依頼書が届いた月の翌月の納期から引き落としとなります。

年金からの特別徴収（天引き）の対象となる世帯及び対象となっている世帯でも、口座振替のお申込をいただくことにより、特別徴収を中止し、口座振替によるお支払に変更することができます。（但し、年金天引きの停止を希望する月の2か月前の変更届となります。）なお、納付方法の変更をご希望の方は、お問い合わせください。

6. 納付期限等一覧表（口座振替の方は、納期限の日に振り替えとなります）

・普通徴収（一括納付は、第1期の6月30日のみとなります。）

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	過年度 随時期
納期限	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	1月4日	2月1日	3月1日	3月31日	6月1日

民法第142条の規定により納期の末日が土曜日・日曜日・休日の場合は翌金融機関営業日が納期限となります。

このため、11月・3月は同月内に納期限が2回となります。

・特別徴収（隔月給付の年金から保険料が天引きとなります。）

特別徴収の世帯	仮徴収 1回目	仮徴収 2回目	仮徴収 3回目	特別徴収 1回目	特別徴収 2回目	特別徴収 3回目	*仮徴収とは、2月給付された年金から天引きとなった2月分保険料と同額を4月・6月・8月に天引きすることです。その後、その年度に決定されている保険料（年額）から仮徴収した額を差し引いた額を10月・12月・2月の3回に振り分けて天引きとなります。
納期限（納付月）	4月	6月	8月	10月	12月	2月	

新たに特別徴収となる世帯	納付書 第2期	納付書 第3期	納付書 第4期	特別徴収 1回目	特別徴収 2回目	特別徴収 3回目	*前年度の途中から国保に加入している世帯で要件を満たした世帯は、2期、3期、4期は納入通知書による納付となり、10月の年金支給分から天引きとなります。次年度からは、4月から天引きとなります。
納期限（納付月）	7月31日	8月31日	9月30日	10月	12月	2月	

流山市役所 市民生活部 国保年金課
04-7150-6077(直通)
04-7158-1111(代表)

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市のホームページアドレス
<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>